

## ○公立大学法人福岡県立大学人権委員会規則

法人規則第17号  
平成18年4月1日

(趣旨)

**第1条** この規則は、公立大学法人福岡県立大学組織規則第15条第3項及び公立大学法人福岡県立大学における人権侵害の防止及び対策等に関する規程第7条第2項の規定に基づき、福岡県立大学人権委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** 委員会は、全ての構成員の人権が尊重され、平等な教育・学習、研究・労働環境が保障される大学づくりに寄与することを目的とする。

(分掌)

**第3条** 委員会は、前条の目的のために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 部落問題、障がい者問題、ハラスメント等、人権に関わる諸問題（以下「諸問題」という。）の調査、研究及び資料整備に関する事項
  - (2) 諸問題についての理解を深めるための学内における研修及び啓発活動に関する事項
  - (3) 諸問題に関する人権侵害の防止及び対策に関する事項
  - (4) その他理事長からの諮問による諸問題に関して必要な事項
- 2 前項第3号に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(構成)

**第4条** 委員会は、次の7名の委員をもって構成し、委員は理事長が任命する。ただし、両性から構成する。

- (1) 各学部の教員（講師以上）各2名
  - (2) 各学部の助教・助手のいずれかの各1名
  - (3) 経営管理部長
- 2 委員は、人権侵害に関する相談員を兼務してはならない。

(運営)

**第5条** 委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長にやむを得ない事情があるときには、その職務を代行する。
- 4 委員会は、全委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。
- 6 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(任期)

**第6条** 第4条第1項第1号及び第2号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で欠員を生じた場合は委員を補充し、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会等への提案)

**第7条** 委員会は、第3条に掲げる分掌事項を遂行するため、理事会又は学内の他の組織に対して意見を提出することができる。

(諸機関との連携)

**第8条** 委員会は、第3条に掲げる分掌事項を遂行するため、学内外の諸機関等との連絡協議を行うことができる。

(事務)

**第9条** 委員会に関する事務は、経営管理部において処理する。

(改廃)

**第10条** この規則の改廃は、人権委員会の議を経て、理事長が行う。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、2006（平成18）年4月1日から施行する。  
(福岡県立大学差別と人権に関する委員会規程の廃止)
- 2 福岡県立大学差別と人権に関する委員会規程は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、法人成立後最初の第4条第1項第1号及び第2号の委員の任期は、1年とする。

## 附 則

(施行期日)

この規則は、2007（平成19）年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

この規則は、2012（平成24）年12月18日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、2015（平成27）年12月18日から施行する。  
(福岡県立大学セクシュアル・ハラスメントの防止・対策に関する規則の廃止)
- 2 福岡県立大学セクシュアル・ハラスメントの防止・対策に関する規則（平成25年法人規則第120号）は、廃止する。